

製品保証規定書

本保証規定書は、株式会社BOSTEC（以下「当社」）が販売する製品に関し、お客様（以下「ユーザー」）に対する保証の内容及び範囲を明確にすることを目的とするものです。

第1条 保証期間及び保証範囲

1. 保証期間は、製品の導入日より1年間とします。ただし、導入日が不明な場合は当社工場の出荷日を起算日として1年間とします。
2. 保証期間中、正常な使用状態において発生した製品の故障は無償で修理対応を行います。
3. 本保証は、当社または正規販売代理店から直接購入したユーザーに限り適用され、譲渡・転売等による所有者の変更があった場合は、保証の対象外となります。

第2条 無償保証の適用外となる事項

下記に該当する場合、保証期間中であっても無償修理の対象とはならず、有償対応となります。

1. 保証書に当社もしくは販売代理店の捺印がない、または保証書の提示がない場合。
2. 以下に該当する復旧・保守・支援作業については、保証対象外となり有償対応となります
 - ユーザーの、ビルバリ、コインメック、コインホッパーなどの清掃不備による障害（例：紙幣・硬貨が認識されない、詰まり、つり銭切れなど）

- モニタ画面の表示ズレの補正
 - プリンタの紙詰まり除去作業
 - 検算エラーなどの回復作業
 - コンピュータウイルス感染からの復旧作業
 - 電源ケーブル、信号ケーブル、LANケーブルの接続不良による復旧作業
 - たこ足配線など、不適切な電源環境による不具合の復旧作業
3. ユーザーによる使用方法の誤り、不当な修理・改造（例：ビルバリベルトの取り外し）による故障、損傷
 4. システム設定の再構成、ソフトウェアの再インストール
 5. ユーザーによる釣銭管理、運用管理不備による現金照合作業
 6. メニューデータ作成依頼またはデータ変更作業
 7. 火災、落雷、爆発、外部物体の衝突・落下・倒壊などの偶発的かつ外来の要因による損傷・故障
 8. 地震、津波、台風、洪水、地盤沈下など、天災地変による損傷・故障
 9. 戦争、暴動、盗難、故意による破壊行為などによる損傷・故障
 10. 非純正の消耗品・記録媒体の使用、または保管不備に起因する故障
 11. 経年劣化や自然腐食（サビ、カビ、虫害など）による損傷・故障
 12. 券売機の移動・撤去に関する情報提供・作業・立会い
 13. 年間契約回数を超えるメニュー変更依頼
 14. 製品・システムの使用方法に関する再教育（例：操作説明の再実施、マニュアル外の個別説明）

第3条 免責事項

保証対象製品の故障に起因し、関連機器が使用できなかったことによる業務上の損害、逸失利益、データ消失、機会損失、その他間接的損害について、当社は一切の責任を負いません。

第4条 その他

本保証規定に記載のない事項は、当社の定める販売・サービス契約の規定に準じます。

※本保証規定の内容は予告なく変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。

制定日：2025年6月1日

株式会社BOSTEC